

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予報第6号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和6年病害虫発生予報第6号

令和6年(2024年)7月2日
滋賀県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう1か月の気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並、日照時間は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

作物名	病害虫名	時期	発生量	作物名	病害虫名	時期	発生量
イネ	葉いもち	平年並	平年並	野菜全般	ハダニ類	-	やや少
	穂いもち	平年並	平年並		アザミウマ類	-	やや多
	紋枯病	平年並	やや少		タバコガ類	-	多
	白葉枯病	平年並	やや少	キク	アブラムシ類	-	やや少
	ニカメイガ(Ⅱ)	早	平年並	果樹全般	カメムシ類	-	多
	セジロウンカ	やや早	平年並	ナシ	黒星病	-	平年並
	ヒメトビウンカ	やや早	平年並	ナシ	ナシヒメシンクイ	-	やや多
	ツマグロヨコバイ	やや遅	平年並	ブドウ	べと病	やや早	やや少
	斑点米カメムシ類	平年並	やや多	チャ	輪斑病	-	やや多
	イチモンジセセリ	平年並	平年並		カンザワハダニ	-	平年並
フタオビコヤガ	やや遅	少	チャノミドリヒメヨコバイ		-	やや少	
野菜全般	うどんこ病	-	平年並	チャノキイロアザミウマ	-	平年並	
	アブラムシ類	-	平年並				

A. イネの病害虫

1. 葉いもち

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- ほ場での発生時期は平年並。
- ほ場での発生量はやや少ない。
- 6月下旬にBLASTAMIによる感染好適条件が県内各地で出現している。
- 育苗箱施薬による防除が普及している。
- 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並、日照時間は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- 不必要な余剰苗は直ちに除去する。

- (2) 移植栽培では、いもち病に有効な長期持続型の薬剤を育苗箱に施用、または移植時に側条施用したほ場では、葉いもち防除の必要性は低い。
- (3) 直は栽培では、いもち病に有効な長期持続型の薬剤を、は種同時施薬機を用いて土中施用したほ場では、葉いもち防除の必要性は低い。
- (4) 多肥田や晩植田、「コシヒカリ」「キヌヒカリ」「秋の詩」「滋賀羽二重糯」では特に注意する。
- (5) ほ場をよく見回り、発生を認めたら薬剤を散布する。
- (6) 耐性菌を生じやすいので、穂いもちの防除も考慮して同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 穂いもち（極早生・早生品種）

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 葉いもちの発生時期は平年並。
- (2) 水稻の生育時期は平年並～やや早い。
- (3) 現在の葉いもちの発生量はやや少ない。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並、日照時間は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 穂いもちを対象に粒剤を施用した場合、穂ばらみ期以降の防除の必要性は低い。
- (2) 粉剤や液剤で防除する場合は、防除適期を逃すと著しく効果が低下するので、必ず穂ばらみ期～出穂期に防除する。
- (3) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. 紋枯病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は平年並。
- (2) ほ場での発生量は少ない。
- (3) 前年の発生量はやや少ない。
- (4) 水稻の茎数はやや少ない。
- (5) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並、日照時間は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 前年発生が多かったほ場では特に注意する。
- (2) 防除の目安は、極早生・早生品種では発病を認めた場合、中生・晩生品種では出穂20日前の発病株率が15～20%以上。
- (3) 病勢進展初期（幼穂形成期～穂ばらみ期）に株元までよくかかるように薬剤を散布する。
- (4) 粒剤施用の場合は必ず湛水状態とし、畦畔等からの漏水防止に努めるとともに、散布後1週間は落水やかけ流しはしない。

4. 白葉枯病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 前年の発生量はやや少ない。
- (3) 育苗箱施薬による防除が普及している。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並、日照時間は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「キヌヒカリ」「ゆめおうみ」「玉栄」は発病しやすいので特に注意する。
- (2) 田植時に、白葉枯病に有効な長期持続型箱粒剤を施用したほ場では、防除の必要はない。

5. ニカメイガ第2世代

予報内容 発生時期：早

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 第1世代幼虫による被害の発生時期は平年並。
- (2) 第1世代成虫発ガ最盛期は早いと推定される。
- (3) ほ場での発生量は平年並。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 第1世代成虫発ガ最盛期（彦根アメダス付近で7月17日頃と推定：平年7月26日頃）から7日後までに薬剤を散布する。ただし、粒剤は発ガ最盛期に散布する。
- (2) 中生・晩生品種では、被害が出やすいので注意する。

6. トビイロウンカ

発生状況

- (1) 本県では、現在までに予察灯での誘殺およびほ場での発生を認めていない。

防除上注意すべき事項

- (1) 本県では、7月10日頃までに飛来が認められた場合は、早生品種で多発する危険性が高い。8月上旬～中旬に本田防除を行う。

7. セジロウンカ

予報内容 発生時期：やや早

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来時期はやや早い。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 多飛来により、出穂期までに著しく密度が高まった場合は、薬剤防除する。

8. ヒメトビウンカ

予報内容 発生時期：やや早

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来時期はやや早い。
- (2) 前年の発生量はやや多く、越冬量はやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 出穂期までに著しく密度が高まった場合は、薬剤防除する。

9. ツマグロヨコバイ

予報内容 発生時期：やや遅

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来時期は遅い。
- (2) 前年の発生量はやや少なく、越冬量はやや少なかった。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 穂ばらみ期～穂揃期に株当たり20頭以上認めた場合は、薬剤防除する。

10. 斑点米カメムシ類

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや多

予報の根拠

- (1) 水稻の生育時期は平年並～やや早い。
- (2) 予察灯でのアカスジカスミカメの誘殺数はやや多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) イネの出穂2～3週間前と出穂期の畦畔2回草刈りは効率的である。なお、畦畔雑草地などの除草を7月上旬に広域的に行った場合、その後も畦畔雑草地のイネ科雑草が出穂しないように適正に管理する。
- (2) 水田内にヒエなどのイネ科雑草が生えている場合は、速やかに除去する。
- (3) 穂揃期に斑点米カメムシ類が確認できるほ場では、糊熟期頃（出穂16日後を中心に出穂10～20日後）に薬剤防除する。
- (4) ほ場周辺の畦畔や雑草地にアカスジカスミカメの発生が多い場合は、乳熟期頃（出穂7～10日後）にも防除する。
- (5) 粒剤を施用する場合、田面を露出させない程度に湛水状態とする。散布時期は乳熟期頃（出穂7～10日後）とするが、一部薬剤は散布時期が異なるので注意する。
- (6) イネカメムシの発生が多いほ場では、出穂期に防除する。

11. イチモンジセセリ（イネツトムシ）

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- （1）第1世代幼虫の発生時期は平年並。
- （2）ほ場での発生量は平年並。
- （3）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- （1）晩植田では特に注意する。
- （2）発生が多いほ場では、幼虫発生初期（7月下旬～8月初旬）に薬剤を散布する。

12. フタオビコヤガ（イネアオムシ）

予報内容 発生時期：やや遅
発生量：少

予報の根拠

- （1）ほ場での発生を認めていない。
- （2）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- （1）山沿いのほ場や葉色の濃いほ場では特に注意する。
- （2）発生が多いほ場では、幼虫加害初期に薬剤を散布する。

B. 野菜（露地）の病害虫

1. 野菜全般：うどんこ病

予報内容 発生量：平年並
予報の根拠

- （1）ほ場での発生量は平年並。
- （2）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並、日照時間は県北部で平年並、県南部で平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- （1）耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 野菜全般：アブラムシ類

予報内容 発生量：平年並
予報の根拠

- （1）ほ場での発生量は平年並。
- （2）黄色水盤での誘殺数は平年並。
- （3）気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- （1）発生初期から薬剤を散布する。
- （2）薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. 野菜全般：ハダニ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

4. 野菜全般：アザミウマ類

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや多い。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) ほ場周辺の雑草を除去する。

5. 野菜全般：タバコガ類

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺数は、タバコガ、オオタバコガともに多い。
- (2) ほ場での発生量はやや多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) [注意報第4号](#)を参照のこと。

C. キクの害虫

1. アブラムシ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生はやや少ない。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

D. 果樹の病害虫

1. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- (1) チャバネアオカメムシの越冬成虫数は多い。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数は平年並、予察灯での誘殺数は多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生予察注意報第3号を参照のこと。

2. ナシ：黒星病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発病葉や発病果は取り除き、園外へ持ち出し処分する。
- (2) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. ナシ：ナシヒメシクイ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺数はやや多い。
- (2) ほ場での被害果を認めていない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 被害果は処分する。
- (2) 成虫が7月から途切れなく発生するため、7月以降が重点防除期にあたり、7月上旬7月下旬、8月下旬に防除する。
- (3) 収穫期の遅い品種ほど被害が大きくなるので注意する。

4. ブドウ：べと病

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 前年の発生量は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「巨峰」「マスカット・ベリーA」「アーリー・スチューベン」は発病しやすい。
- (2) 発病葉および発病果は処分する。
- (3) 予防散布に努める。

E. チャの病害虫

1. 輪斑病

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) 前年の秋芽における新梢枯死症の発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 茶葉の傷口から感染するため、前年多発園では摘採・夏整せん枝直後に防除する。
- (2) 高温時に摘採・整せん枝した場合は、発病しやすいので注意する。

2. カンザワハダニ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生園では、二番茶摘採終了後に薬剤を散布する。

3. チャノミドリヒメヨコバイ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 三番茶芽の萌芽～開葉期に薬剤を散布する。
- (2) 降雨が少なく乾燥状態が続く場合、急激に増加することがあるので注意する。

4. チャノキイロアザミウマ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または多く、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 三番茶芽の萌芽～開葉期に薬剤を散布する。
- (2) 降雨が少なく乾燥状態が続く場合、急激に増加することがあるので注意する。

防除対策(耕種的防除や薬剤防除など)については、滋賀県農作物病害虫雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準
滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所
〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516
TEL 0748-46-6160・4926
FAX 0748-46-5559
Email GC70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。